

(整理番号 0404)

令和4年度 栃木地方最低賃金審議会
第1回栃木県最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開催日時	令和4年7月29日(金) 14時40分～16時10分					
開催状況	公 益 代表委員	出席3人	労働者 代表委員	出席3人	使用者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主要議題	1 栃木県最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 栃木県最低賃金の金額改定について</p> <p>(1) 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p>ア ①政策効果により支えられた経済回復を自律的な成長軌道にのせていくための「人への投資」②春季生活闘争でこれまで以上の賃上げの広がり賃金の底上げをはかることができたこと③ナショナルミニマム水準④急激な物価上昇⑤労働市場での募集賃金の上昇⑥地域間格差⑦「平均1,000円」への到達の7点を基本的な考え方として審議に臨みたい。</p> <p>イ 使用者側が主張する「賃金改定状況調査結果第4表を根拠とする」ことには賛成するが、重視するのは、最低賃金の役割を踏まえ、賃金上昇率ではなく絶対額である。賃金上昇率を用いるのでは、格差が広がるばかりである。</p> <p>ウ 今後2年で時給1,000円を目指すこととし、現行882円との差118円を埋めるため引上げ額60円を提示。</p> <p>(2) 使用者代表委員の見解及び主張</p> <p>ア 中小企業の経営を取り巻く環境は、コロナ感染症の影響による景気の低迷に加え、ロシアのウクライナ侵攻に対する金融制裁やエネルギー問題等の国際経済情勢の変化の影響を大きく受け、予断を許さない状況にある。さらに、景況感の回復基調にある業種と経営状況が厳しい業種との間に格差が生じている。</p> <p>「消費拡大→設備投資増→企業業績改善→賃上げ」という経済の好循環を機能させるには、賃上げの原資である生産性を向上させ、企業の経営を改善していくことが大前提である。</p> <p>また、近年の3%を超えるような引上げの根拠が見当たらない。目安額はあくまで目安として、栃木県の実態を踏まえた審議を行い、明確な根拠に基づいた改正額を決定すべきである。</p> <p>イ 中小企業の賃金引上げの実態を示し、3要素(生計費、賃金、支払い能力)を総</p>						

合的に表している賃金改定状況調査結果第4表を重視し、令和4年度賃金改定状況調査結果第4表①の男女計・Bランク・宿泊業、飲食サービス業の賃金上昇率0.9%を現行882円にかけ、 $882 \text{ 円} \times 0.9\% = 7.938$ を四捨五入し8円の引上げ額を提示。

- 2 その他
特になし